

令和2年第12回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年12月23日(水) 開会：14時30分 閉会：15時25分

2 会議の場所

周南市大字八代826番地8 周南市鶴いこいの里交流センター 1階 視聴覚室

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行
委 員 松 田 福 美
委 員 松 田 敬 子
委 員 片 山 研 治
委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二
教 育 政 策 課 長 山 本 次 雄
生涯学習課課長補佐 中 村 隆 志
学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
学 校 給 食 課 係 長 林 正 人
中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
新南陽総合出張所次長 末 岡 和 広
熊毛総合出張所次長 品 田 浩
鹿野総合出張所次長 金 本 久 志

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
教育政策課主査 吉 村 誠
教育政策課主査 重 安 智 美

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第33号 令和3年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
3	議案第34号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

- (1) 共催及び後援大会等一覧表 (報告者：教育政策課→生涯学習課)
- (2) 保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について (報告者：次世代政策)
- (3) 周南市学校給食費管理システム導入事業について (報告者：学校給食課)
- (4) GIGAスクール構想の実現に向けた取組状況について (報告者：学校教育課)
- (5) ナベヅルの渡来状況等について (報告者：熊毛総合出張所)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から、令和2年第12回教育委員会定例会を開催します。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田敬子委員さんと岡寺委員さんをお願いします。

2	議案第33号 令和3年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
---	-----------------------------------

教育長

続いて日程第2、議案第33号「令和3年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書1ページをお願いします。

議案第33号「令和3年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」につきまして説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号によるものでございます。

2ページをお願いします。

この度、山口県教育委員会から「令和3年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針」が示されましたので、周南市教育委員会においても、それに沿った「令和3年度周南市立小・中学校人事異動内申方針」を定めようとするものでございます。

この内申にしたがって、周南市教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い 『生き抜く力』を育む 周南の教育」の実現に向けた取組を推進し、子どもたちの健やかな成長のために、学校の教育諸課題の解決を支援し、地域とともにある学校づくりをめざして、周南の教育のさらなる充実に努めます。

なお、今年度の変更点は、令和2年3月に策定された周南市教育大綱に基づき、「生き抜く力」についての説明を加えた上で、基本理念を変更したことです。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

松田福美委員

今、ご説明をいただきまして、いわゆる「教育大綱」が変わって「生き抜く力」が入ったという説明でした。その後の、この実現のための三本柱については、新しい大綱では、基本方針1、2、3という順番があって、そこでは「道徳教育」や「確かな学力」等になっていると思うのですが、三本柱は大きく変わらないという考え方なのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課として、今年度特に重点的に取り組んでいる三本柱として、「コミュニティ・スクールの充実」「道徳教育の推進」そして「人材育成」を掲げているところですので、このようなか

たちにさせていただいています。

教育長

周南教育の三本の柱ということで、教育大綱の中では明確に三本の柱という言い方はしていませんが、それぞれ「コミュニティ・スクールの充実」「道德教育の推進」「人材育成」を踏まえて書き込んでおり、これを三本の柱ということでしっかりと位置付けて取り組んでいきたいという思いを持っております。

松田福美委員

気になっているのは順序性の問題です。書かれている順番は、基本方針1が「道德教育の推進」に変わりましたね。そして2番目が「確かな学力」になって、3番目が「コミュニティ・スクール」になっていたの、その基本方針の順番に準じている、つまり順序性があるのか、もしくは、大事なのであえてこの順番にしているのか、という捉え方のところだけです。どれも大事であるということは認識しています。

教育長

学習指導要領も「地域に開かれた教育課程」ということの中で、コミュニティ・スクールの重要性が示されていますし、周南市としてもコミュニティ・スクールを大切にしていきたいと思っています。順序性があるようでないようで、一応こういったかたちにさせていただいています。

片山委員

質問ではないのですが、周南の教育の三本柱ということで、議案に記載されている2番目の「適材適所に配置する」というところですが、実際に先生方の専門性を地域にいかすこと等をしっかり実現していただけるようお願いいたします。地域に根差した教育につながるように、ぜひそういう配置をお願いしたいと思います。

学校教育課長

はい、承知いたしました。

松田敬子委員

人事異動内申方針（案）の3番目に「合併前の旧市町での長期勤務者の異動にも配慮する」とありますが、この「合併前の旧市町での長期勤務者の異動」というのは、具体的にはどういうことなのでしょう。よく分からなかったの、教えていただければと思います。

学校教育課長

本市においては「合併前の…」という文言が入っていますが、山口県の人事異動方針においては、市内の連続の勤務が15年を超える者においては市外への異動をし、人事交流を活性化させるというねらいがあります。

周南市においては、市町村合併によって元々2市2町であったところが1つの市になったということで、旧徳山市であったり新南陽市であったり熊毛町であったり鹿野町であったり、というところの交流も含めて、旧市町が15年以上になったら、例えば旧徳山市が15年以上となることがあったら旧新南陽市・旧熊毛町・旧鹿野町への異動等を行うことによって人事交流を図っていきましょう、という捉え方となっております。

教育長

必ずそうするというのではなく、人材ということもありますので、基本的な方向性として、^{ひとつ}一所、つまり狭いエリアだけで教員生活を終えるのではなくて、ということです。

この件について、その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第33号を決定します。

議案書2ページが一番上に内申方針(案)とありますが、この(案)を取って方針としたいと思いをします。

3	議案第34号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長

続いて日程第3、議案第34号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書3ページをお願いします。

それでは、議案第34号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」につきまして説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

議案書4、5ページをお願いします。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関し、必要な事項を定めております。

このことにつきまして、9月議会において、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の援助費目に「オンライン学習通信費」を追加することについて、議決をいただきました。現在、GIGAスクール構想の実現のため、児童・生徒1人につき1台の端末を利用できるよう整備を進めていく中で、今後家庭への端末の持ち帰りも含めて、オンライン学習を進めていくことから、その通信費等に係る必要な支援を行うこととするものです。

今後の予定では、小学6年生及び中学3年生の端末の配備について、1月上旬を予定しており、併せて導入する学習支援ソフトの運用開始に合わせて、オンライン学習も順次行っていく予定としております。

今回の施行規則の一部改正では、国の「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」において、追加改正されました、オンライン学習通信費の補助単価に合わせて、年間の支給額を1万円とし、支給対象学年については、端末の家庭への持ち帰り及び家庭でのオンライン学習等を想定しない小学1年生を除く、小学2年生から中学3年生までを支援対象とすることについて、必要な項目を追加することで、必要な援助が行えるよう改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長

GIGAスクールのロードマップ等については、協議会で説明をさせていただきます。

この件について、何か質問がございますか。

岡寺委員

この1万円の算出の根拠を知りたいのですが。

学校教育課長

先ほども少し触れましたが、国の方で「要保護児童生徒援助費補助金」というものがございまして、この交付要綱において、この度オンライン学習通信費というものが計上されました。その補助単価については、年間1万円と定められたことから、それに準じて就学援助費の方も年間1万円とさせていただいた次第でございます。

岡寺委員

それはそれとして、気になるのは1万円です。十分だろうかということ。実際のどのくらいかかるもので、通信費に対してこれくらいの補助ですよということが分かりますか。

学校教育課長

家庭でのオンライン通信費は、学習者用端末を家庭に持ち帰って学習に活用する際にかかるオンライン通信費ということでございます。

例えば、家庭において、通信ネットワークと申しますか、Wi-Fi（ワイファイ）等の通信機に繋がる子どもの数によって必要な通信容量というものは変わってくると思います。その通信容量によって、例えばひと月に3ギガバイトほどの契約を結べば、ひと月分の学習に十分足りるというような状況です。

お子さんが3人、4人おられて、とても3ギガバイトでは足りないので10ギガバイトの契約が必要であるという場合にはまた変わってこようかと思っております。ご家庭のお子さんの数による違い等を勘案して個別に定めることは難しいことから、一律で1万円とし、その金額の根拠も国の補助要綱の規定に合わせたかたちとさせていただき、ご家庭の負担全体を見ることは難しいため、負担の軽減を図ることを目的としております。

松田福美委員

今の説明にあったオンライン学習通信費として活用される内容ですが、いわゆる通信費であって、端末等の整備費等については考えているのでしょうか。具体的に1万円の中に含まれているのでしょうか。

なぜそういうことをお聞きするかというと、家に通信設備が整っていて、あとは通信料だけが必要という場合があったり、Wi-Fi（ワイファイ）の貸与を受ける場合があったり、要するに個々の設定が違うように思うからです。

その辺り、教育委員会として具体的にイメージを持っているのか、それとも、申請されたらすべてそういった条件等はなしで貸与されるものなのでしょうか、教えてください。

学校教育課長

まず、通信機器と通信費とに分けてお話をさせていただきます。ここで申し上げているのは通信費でございます。

通信費に関しましては、現在既に家庭にネットワーク環境があつて、既に契約もされていまして、ご家庭の機器をそれに繋げて使っている方が、お子さんが持ち帰られたタブレット端末もそれに繋げるという場合においても、今回このようなことが始まったから家庭で準備しようということで新たに機器を購入される場合においても、あるいは、機器の購入はハードルが高いからということで教育委員会が貸出しをする機器を借受ける場合においても、それらの条件に関わらず就学援助の対象世帯に対しては皆さんに年間1万円という補助をするものでございます。

それと、通信機器の方ですが、既に持っている方以外でこの度こういうことがあるからということで新たに購入される方もいらっしゃるかと思います。その方に対する補助は実はございませ

ん。

しかし、購入が難しい方に対しては、市の方で通信機器のみは既に準備をさせていただいております。それを貸付けるといことで機器は借受けたものを使っていただき、ただし、中身の契約はそれぞれのご家庭でしていただくというようなかたちを取らせていただくことを考えております。

松田福美委員

就学援助費については、他の項目は比較的分かりやすい、明確なかたちで支給対象が決まっていますね。それに加えてこのオンライン学習通信費というのは、通信費ということで、今のご説明でいくとそこに特化されたものになっているのであろうと思います。どこまでが対象になるとか、どういうかたちになるのかということは何か明文化されているものはありますか。

学校教育課長

他の就学援助費の対象につきましては、世帯の収入によるものでございますが、認定世帯にしましては、例えば学用品費であっても一律いくらというお金を援助するというかたちを取っております。

実際にそこのご家庭でどれだけ使ったのかということではなくて、一律の援助を行っているのと同様の考えで、このオンライン学習通信費も就学援助の認定世帯に、ただしタブレットの持ち帰りをしない小学校1年生は除きますけれども、小学校2年生から中学校3年生までの就学援助認定世帯に対して一律に1年間で1万円というかたちで学用品費と同様のやり方で支給をしようと考えているところです。

松田福美委員

先ほど話が出ました学用品費のように、何がどれだけ必要かというようなものは、ある程度援助というかたちの枠の中でやっていくもので、それに近いものというイメージを持ったのですが、それでいいということですね。

学校教育課長

そうでございます。

松田福美委員

こういう支援ができるというのはとてもありがたいことなのですが、やはり有効にいきわたることを考えると、イメージが少し具体化されていく方がいいかなと思いました。

先ほど岡寺委員が言われたように、本当にこれで足りるのかという疑問もあるでしょうし、逆に使い方によってはどうなのかということもあろうかと思っておりますので、内容までを精査することは難しいかもしれませんが、少し注視したいと思います。

それと、小学校2年生からということですが、1年生には持ち帰りはさせないということで、2年生からが対象ということなのですね。いざ休校となったときに1年生はどう過ごすのだろうか、1年生からでもいろいろと活用が考えられるということも聞いてはいるのですが、基本的には持ち帰りはさせないということですね。

学校教育課長

また後ほどご説明をさせていただきたいと思うのですが、現段階においては、1年生はまずは学校に慣れることであつたり、文字を覚えたり、あるいは、学校で出される宿題もあります。それを定着させる等、様々にすることがあることと、教員が付いていない状況で操作することについて、その段階まで至らないのではないかと考えておりますので、まずは1年間しっかりと使って慣れていくということに特化してやっていくというかたちをとって、2年生から家庭

への持ち帰りをスタートさせていきたいと思ひます。

委員が言われましたように、臨時休業が長引くような状況になつた場合において学びの保障をどうしていくのか。このことについては、この春も実施しましたように紙教材を配付するということをやめていくことになろうかと思ひます。あわせて、例えばご家庭でタブレット端末等の扱いについてサポートしていただけるような環境があればそうしたものもできるのかなと思ひているのですが、当面、この1年間は1年生にはしっかり慣れてもらひ、2年生から家庭への持ち帰りをするというかたちで進めさせていただければと思ひます。それを見て、今後の方針を見定めていきたいと思ひております。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第34号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、「令和2年第12回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 敬 子 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____